

香川県条例第13号

香川県看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例

香川県看護学生修学資金貸付条例（昭和38年香川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、看護職員養成施設又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院の看護に関する研究科の修士課程（これに相当する外国の教育機関の課程を含む。以下<u>単に「修士課程」という。</u>）に在学する者に対し、看護学生修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、主として県内における看護職員の充足及び資質の向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「看護職員」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。</p> <p>2 この条例において「看護職員養成施設」とは、<u>保健師助産師看護師法</u>に規定する文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所をいう。</p> <p>(修学資金の貸付け)</p> <p>第3条 修学資金は、看護職員養成施設に現に在学している者又は看護師の免許を受け、かつ、修士課程に現に在学している者であって、将来、<u>県内の医療施設等であって規則で定めるもの</u>（以下「特定医療施設等」という。）において看護職員の業務（以下「業務」という。）に従事しようとするものに対し、知事が定める月から当該看護職員養成施設を卒業し、又は当該修士課程を修了する月まで貸し付ける。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、看護職員養成施設又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院の看護に関する研究科の修士課程（これに相当する外国の教育機関の課程を含む。以下「修士課程」という。）に在学する者に対し、看護学生修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、主として県内における看護職員の充足及び資質の向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「看護職員」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。<u>以下「法」という。</u>）に規定する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。</p> <p>2 この条例において「看護職員養成施設」とは、<u>法</u>に規定する文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所をいう。</p> <p>(修学資金の貸付け)</p> <p>第3条 修学資金は、看護職員養成施設に現に在学している者又は看護師の免許を受け、かつ、修士課程に現に在学している者であって、将来、<u>規則で定める医療施設等</u>（以下「特定医療施設等」という。）において看護職員の業務（<u>特定医療施設等のうち規則で定めるもの</u>にあつては、<u>規則で定める業務に限る。</u>）に従事しようとするものに対し、知事が定める月から当該看護職員養成施設を卒業し、又は当該修士課程を修了する月まで貸し付ける。</p> <p>2・3 略</p>

(貸付けの申込み及び契約)

第5条 略

- 2 知事は、前項の申込みを受けたときは、必要な事項を審査した後、修学資金を貸し付ける旨の契約を結ぶことができる。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第6条 知事は、前条第2項の契約を締結した者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その契約を解除するものとする。

(1)～(5) 略

- 2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

3 略

(返還の債務の免除)

第7条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 看護職員養成施設を卒業し、又は修士課程を修了した後、引き続き5年間、特定医療施設等において、業務に従事したとき。

(2) 業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 前項に規定する場合を除くほか、知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 看護職員養成施設を卒業し、又は修士課程を修了した後、引き続き貸付けを受けた期間に相当する期間以上特定医療施設等において業務に従事したとき。

(2) 死亡又は心身の著しい障害により修学資金を返還することができなくなったとき。

(貸付けの申込み及び決定)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより、知事に申込みをしなければならない。

- 2 知事は、前項の申込みを受けたときは、必要な事項を審査したのち、修学資金の貸付けを決定するものとする。

(貸付けの決定の取消し等)

第6条 知事は、修学資金の貸付けを受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

(1)～(5) 略

- 2 修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分としてすでに貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

3 略

(返還債務の免除)

第7条 修学資金の貸付けを受けた者の死亡又は心身の著しい障害により修学資金を返還することができなくなったときは、修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）を免除するものとする。

3 前2項に規定する業務に従事した期間及び前項第1号の規定により免除することができる返還の債務の額に係る計算に必要な事項は、規則で定める。

(返還)

第8条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（第6条第2項の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。）に相当する期間内に貸し付けられた修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定により修学資金を貸し付ける旨の契約が解除されたとき。
- (2)・(3) 略

(返還の債務の履行猶予)

第9条 前条の規定にかかわらず、知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する期間、返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 第6条第1項の規定により修学資金を貸し付ける旨の契約が解除された後も引き続き看護職員養成施設又は修士課程に在学している場合
- (2) 略
- (3) 修士課程を修了した後、更に学校教育法に基づく大学院の看護に関する研究科の博士課程（これに相当する外国の教育機関の課程を含む。）において修学している場合
- (4) 看護職員養成施設を卒業し、又は修士課程を修了した後、引き続き、特定医療施設等において業務に従事している場合

2 知事は、前項に定める場合のほか、修学資金の貸付けを受けた者の疾病、負傷その他やむを得ない理由があるときは、その理由が継続する期間、返

(返還)

第8条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、（他種の看護職員養成施設又は学校教育法に基づく大学院の博士課程（これに相当する外国の教育機関の課程を含む。以下「博士課程」という。）への進学、疾病、負傷その他やむを得ない理由があるときを除く。）は、規則の定めるところにより、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（第6条第2項の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。）の4倍に相当する期間内で規則で定める期間（次条の規定により返還の債務が猶予されたときは、当該猶予された期間を含む。）内に貸し付けられた修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- (2) 看護職員養成施設を卒業したとき。
- (3) 修士課程を修了したとき。

(返還の債務の履行猶予)

第9条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する期間、返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 第6条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消された後も引き続き看護職員養成施設又は修士課程に在学している場合
- (2) 看護職員養成施設を卒業した後、更に他種の看護職員養成施設において修学している場合
- (3) 修士課程を修了した後、更に博士課程において修学している場合

2 知事は、修学資金の貸付けを受けた者の疾病、負傷その他やむを得ない理由があるときは、その理由が継続する期間、返還の債務の履行を猶予す

還の債務の履行を猶予することができる。

ることができる。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の第5条第2項の規定による修学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。